

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

副市長就任あいさつ

4月1日付けで副市長に就任いたしました大木俊行でございます。

市制30周年となる節目に、副市長という大役を仰せつかり、誠に身に余る光栄でありますとともに、その職責と使命の重大さにあらためて身の引き締まる思いでございます。

私は、八街市職員として長年行政に携わってまいりました。その経験を最大限に活かし、誰もが住んでいて良かったと思える八街の魅力を十分アピールするため、北村市長の補佐役として、職員と力を合わせ取り組んでまいりますので、市民の皆さまの温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



大木 俊行

副市長退任あいさつ

この度、3月31日をもって副市長の職を退任いたしました。令和2年4月の就任以来、北村市長のもと、市政運営に誠心誠意取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス対策に終始した2年間ではありましたが、児童館開館や老人福祉センターリニューアル、八街バイパスの全線開通など、市政の歴史に残る事業にも立ち会うことができました。また、昨年6月に発生した飲酒運転による重大な交通事故は、さまざま条件下で行政が果たすべき役割について改めて考える機会となりました。

この間、市民の皆さまはじめ多くの方々からいただいたご指導・ご協力に厚く御礼申し上げます。これからも千葉県職員として、微力ながら、八街市の発展に貢献してまいりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。結びに、今年市政施行30周年を迎えた本市の益々の発展と市民の皆さまのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。



橋本 欣也

八街市の各区を紹介します(35)「砂区」

八街市には39の区があり、それぞれの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。今月は、砂区を紹介します。

砂(いさご)区は、八街市の南部に位置しており、世帯数380世帯ほどの地域です。区内には、谷津田の稲穂を見守るように、本源寺(ほんげんじ)、日枝神社(ひえじんじや)があります。本源寺は長享2年(1488年)に創建された歴史あるお寺で、昔はお盆の時期に多くの出店が並び、賑わったようです。日枝神社の創建は、天正19年(1591年)で、当時は山王権現(さんのおんげん)と呼ばれていたようですが、明治時代から今の名称になりました。参道に六社の小宮が並び、神社集落は珍しいようです。また、日枝神社の境内には、市指定の記念物「カタクリ群生地」があり、3月下旬から4月上旬頃にかけて、カタクリが可憐な花を咲かせています。

月5日に子供の健やかな成長を祝って映画会や餅つきが行われています。また、9月15日には、高齢者にカラオケやお酒で楽しいひと時を過ごしていただき、記念品を贈るといった長寿のお祝いが行われています。さらに、1月14日には、どんぶり焼きを行い、みんなで作った成木餅(なりきもち)を焼いて無病息災の祈願がされています。これらの活動は60余年続いています。区の公民館の老朽化が進んだことから、平成3年に新たに「コミュニティセンターいさご会館」が建設され、現在はこの施設を拠点に活動が行われています。平成に入り、区内に住まわれる方が増えたことから、住民同士の交流の場として「ふれあいカラオケ大会」が行われるようになり、現在まで25回開催されています。

令和3年12月より支給している子育て世帯への臨時特別給付金において、前養育者から給付金を受け取ることができなかつたなどの理由がある方は給付金申請ができます。受給資格者 令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、それ以降に離婚などで令和4年1月分の児童手当受給者になり、以前、給付金を受給した方が給付相当額を受け取ることができず、子どものために給付相当額を消費されてない方が給付金額 子ども1人あたり10万円 申請方法 受給対象者には事前に申請書を送付していますので、必

要事項を記入して子育て支援課に申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課窓口でも配付しています。申請締切日 4月28日(木) 子育て世帯への臨時特別給付金は、可能な限り迅速に支給するために令和3年9月30日時点での養育者に支給しており、現在の養育者に給付金が届かないことがあります。使い道については、よく話し合っていたいただき、子どもたちのためにご活用いただけるよう受給者の皆さまにはご協力をお願いいたします。 子育て支援課 ☎443・1693

4月1日から子育て支援課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました

18歳未満のお子さんとその家庭、妊産婦などを対象に、子育てをする中でのさまざまな悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。また、きめ細やかな支援を継続的に行い、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、再発防止のための支援体制を構築し、電話や家庭訪問などそれぞれの家庭にあったサポートを行っていきます。

こんなことが相談できます
・子育てがづらい
・子どもの発達が心配
・育児ストレスを感じている
・出産後の生活に不安がある
・近くに頼れる人がいなくて心配
・子育てのイライラを子どもにぶつけてしまう
・近所から大人の怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえて心配など
子育て支援課内
子ども家庭総合支援拠点 ☎443・1693



カタクリの可憐な花

☎312・1140 (市民協働推進課内)

FAX 444・0815